

風致地区条例施行規則の一部を改正する規則(平成27年神奈川県規則第9号)による改正前の風致地区条例施行規則(以下この項において「規則」という。)に基づく次の事務

- (1) 規則第2条の規定により、同条において定める風致地区内行為(行為変更)許可申請書及び同条各号に掲げる図書を受理すること。
- (2) 規則第2条の2の規定により、同条において定める風致地区内行為届出書及び同条各号に掲げる図書を受理すること。
- (3) 規則第2条の3第1項の規定により、同項において定める着手届を受理すること。
- (4) 規則第2条の3第2項の規定により、同項において定める完了届及び同項各号に掲げる図書を受理すること。
- (5) 規則第2条の3第3項の規定により、同項において定める風致地区内行為中止届及び同項各号に掲げる図書を受理すること。
- (6) 規則第3条の規定により、同条各号に掲げるものを風致地区条例(以下この項において「条例」という。)第2条第3項に規定する公社、公団等として、条例に基づく事務を処理すること。
- (7) 規則第4条第1項の規定により、同項において定める風致地区内行為許可承継届を受理すること。
- (8) 規則第4条第2項の規定により、同項において定める風致地区内行為許可承継承認申請書を受理すること。
- (9) 規則第5条の規定により、同条において定める風致地区内行為許可標を掲示させることとして、条例に基づく事務を処理すること。
- (10) 規則第6条第2項の規定により、条例第7条第2項の公告の内容を掲示すること。
- (11) 規則第7条の規定により、同条において定める住所(氏名)異動届を受理すること。
- (12) 規則第8条の規定により、同条において定める様式を条例第8条第3項に規定する身分を示す証明書として、条例に基づく事務を処理すること。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表5の項の改正規定は、同月2日から施行する。

神奈川県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月20日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第14号

神奈川県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県消費生活条例施行規則(昭和55年神奈川県規則第79号)の一部を次のように改正する。

第37条第1号中「住所」の次に「又は居所」を加える。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

神奈川県青少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月20日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第15号

神奈川県青少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県青少年保護育成条例施行規則(平成22年神奈川県規則第119号)の一部を次のように改正する。

第22条第2項を次のように改める。

- 2 何人も、広告物の内容が条例第9条第1項各号のいずれかに該当すると認める場合は、知事に対し、条例第20条第1項の規定による措置命令を要請することができる。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

神奈川県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月20日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第16号

神奈川県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県漁港管理条例施行規則(昭和44年神奈川県規則第102号)の一部を次のように改正する。

第21条中「第20条第7項」を「第20条第7号」に改める。

第25号様式の備考1中「第16条第2号ア」を「第16条第3号ア」に改め、同様式の備考2中「第16条第2号ウ」を「第16条第3号ウ」に改め、同様式の備考4中「第16条第2号ア」を「第16条第3号ア」に改める。

第28号様式中「法人」を「法人等」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第21条及び第25号様式の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

- 2 改正前の第25号様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する

基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月20日

神奈川県知事 黒岩 祐治

神奈川県規則第17号

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年神奈川県規則第31号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

第1条 削除

第2条第1項中「条例第9条第2項」を「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第21号。以下「条例」という。）第51条の2第2項」に改め、「第47条、第57条、」及び「、第108条、第116条」を削り、同条第2項中「第9条第4項」を「第51条の2第4項」に改め、「第47条、第57条、」及び「、第108条、第116条」を削る。

第3条の見出しを「(指定介護予防通所リハビリテーション事業者の食事の提供に要する費用)」に改め、同条中「第101条第4項(条例第116条及び第124条において準用する場合を含む。)」を「第119条の2第4項」に、「条例第101条第3項第2号(条例第116条及び第124条において準用する場合を含む。)」を「同条第3項第2号」に改める。

第4条第1項第1号及び第2号中「第105条」を「第121条の4」に改める。

附 則

- この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条及び第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定（同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護及び介護保険法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護又はこれに相当するサービス並びに旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護及び介護保険法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護又はこれに相当するサービスについては、改正前の第1条から第3条までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の第1条中「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第21号。以下「条例」とあるのは「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成27年神奈川県条例第37号）附則第2項

の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第21号。以下「旧条例」と、改正前の第2条及び第3条中「条例」とあるのは「旧条例」とする。

神奈川県立かながわ労働プラザ条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月20日

神奈川県知事 黒岩 祐治

神奈川県規則第18号

神奈川県立かながわ労働プラザ条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県立かながわ労働プラザ条例施行規則（平成7年神奈川県規則第37号）の一部を次のように改正する。

第3条中「、健康・体力測定機器一式」を削る。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。